

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成 24 年 9 月 26 日（水） 午後 3 時 00 分から
午後 5 時 00 分まで
- 3 開催場所 水戸市民会館臨時庁舎 101 号室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 齊藤實，大畠旭，岩間秀男，皆川憲弘，柴原宏一郎，
奥田猛，袴塚孝雄，中庭次男，鈴木邦彦，根本祐治
 - (2) 執行機関 秋葉欣二，菊池晃，出澤秀行，萩谷慎一，久野智之，
橋本真道，佐藤修司，菊池浩康，中村哲也，飯島智
- 5 議題及び公開・非公開の別
平成 25 年度水戸市国民健康保険税の税率等改正について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0 人
- 8 会議資料の名称
平成 24 年第 3 回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容

会 長 それでは、規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の出席委員は 10 名で、過半数に達していますので、会議は成立しております。

次に、会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

会 長 異議なしとの声がありましたので、御指名を申し上げます。____委

員と ____ 委員をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日お配りした資料について、事務局より説明願います。

執行機関 （各委員から出た収納率の向上、一般会計からの繰入れ、医療費の適正化、今後の見通し等に関する意見とそれに対する市の考え方について説明）

会 長 皆様から頂きました御意見に対しまして、市の考え方を事務局より説明いただいたところです。これらについて、更に御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

法定分については、国の定めた基準でやっていたわけですが、値上げをせざるをえない状況の中で、値上げ分の2分の1については一般会計から繰り入れるとして、これまでの赤字については、行政の負担として、これもまた一般会計から繰り入れるということになるとすれば、総額約10億円近くが一般会計からの繰入れになるということです。

大変所得が低い方々が国民健康保険を利用しているということで、国の定めた法律の中で、各市町村が努力をしているわけですが、収納率が悪かったり、いろいろな事情があって納めていただけない方がいたりということで、なんとか収納率を向上しながら、なるべく税負担がかからないようにということで進めてきました。

今回、赤字の累積額が膨らんでしまって、24年度末では30億円近い累積になってしまうということで、これについても、委員から御指摘いただいているように、値上げ分に繰り入れずに、それはそれで対応すべきだというような御意見も頂きましたので、結果的には、3年間で18億3,300万円の予定超過額に対して、年間約6億円ずつを投入していくと。そして、累積の分も消化していき、法定分も入れていくというような形でなんとか皆様方に御理解をいただければ、ありがたいと思っております。

はい、 ____ 委員。

委 員 今回の6億1,100万円の値上げですが、前回の委員会で過去最大の値上げではないかと述べたんですが、平成21年度にも4.9%値上げをしましたよね。この前の答弁では、このときは値上げ額が3億円ということでしたよね。あと16年度と20年度に値上げをしましたけども、この値上げの総額をもう一度教えてください。

執行機関 ____ 委員がおっしゃるように、16年度にも値上げしておりますが、そのときの改正率は9.2%で、当時の計算によりますと、5億6,000万

円になります。20年度につきましては、医療、後期合わせて6.4%の改正率で、金額で3億8,000万円ということになります。21年度につきましては、4.9%の改正率で、金額が3億2,000万円です。

委員 やはり、これまでの値上げの中で一番値上げをしたということになりますね。税率でも10.1%ですから、過去最大ということになって、前回の平成21年度と比べても、2倍の値上げになっていると。これだけの値上げをするということで、意見書の中でもありましたけども、景気の低迷や弱肉強食の中での廃業の続出、生活保護も急増しているという状況の中で、これだけの値上げをして、本当に市民の皆さんが払えるのかどうかという点について、いわゆる担税能力があるのかどうかという点については、執行部はどのように考えますかね。

執行機関 確かに、今回の引上げについては、高いというのは私どもとしても考えておりますが、国保税の幅が各自治体で比較的高いところから低いところまでばらつきがあるという状況なんです。現在の水戸市の状況からしますと、特例市においては、中よりも低いという状況がございまして、全国的にはそういった状況の中で行われているということがあります。それにしても、収納率をある程度確保しているということですから、市民生活に対しての影響がないとはいえませんが、現在の国保税のあり方というところでの考え方でいいますと、やはり受益者が相応の負担をしていくという考え方になってしまいますので、今回の引上げについてはやむをえないということで、市民の方には御協力いただきたいということでございます。

委員 私、いろいろ資料を調べてみたんですが、国保で滞納世帯がどのくらいあるのかというと、1万6,380世帯だというのが分かりました。したがって、水戸市の国保加入世帯が4万3,432世帯ですから、国保加入の37.7%で、約4割近くが滞納しているということが分かりました。これについてはどうですか。

執行機関 ただいまの滞納世帯の数ですが、水戸市の平成23年度の国保加入世帯が4万3,432世帯で、その1万6,000の滞納世帯については、23年度において滞納がある世帯ということで、既に国保を抜けた方で滞納がある方も含めての数字ですから、国保についてはかなり出入りが激しい保険制度で、延べ人数としてはかなりの数になってくるんですが、それらのトータルの数ということで御理解いただきたいと思います。ですから、分母が4万3,000に対しての1万6,000ではないということになりますので。

委員 そうすると、いくらになるんですか。1万6,380世帯と私が調べた資料には載っていたんですが。

会長 現年度分の数字で説明すればいいんじゃないですか。

執行機関 統計の資料が手元にはないんですが、現年度分の収納率が83.1%ですから、世帯数についても、おおむねその程度だと記憶しておりますが。

会長 国保から抜けた人の滞納分も整理されていないと集計上に入ってしまうので、数字が大きくなりますから。現年度分でいけば、83%とか84%の収納率があれば、滞納率は17%ぐらいなので、それを現在の世帯数で割れば、今____委員がおっしゃった数よりは、だいぶ現年度の滞納は少ないという状況はあるわけです。

委員 過去の滞納分も見れば37%なんだけれども、現年度分で見れば、もうちょっと少ないということですか。

いずれにしても、過去も含めれば、滞納している人は3割を超しているんでしょう。

執行機関 ですから、3割という数字は、計算にはならないです。

委員 それから、滞納世帯で年所得100万円以下がどのぐらい占めているのかというのを調べてみたら、1万6,380世帯のうち、年所得100万円以下が1万647世帯で、65%を占めているんです。さらに、年所得300万円以上になると少なくなると、5%で、ごくわずかなんです。要するに、年所得が300万円くらいになると、あまり滞納がないんですね。結局、低所得者の人が大部分、滞納世帯だということになるんです。

執行機関 構成割合なんですけど、国保加入者の所得階層別世帯数というのが7月25日の資料にありまして、100万円以下の世帯が約56.2%で、約6割近くの割合となっています。そういうことを前提に、____委員がおっしゃっている数の割合に関しては、100万円以下のところが滞納世帯の65%というお話だと思うんですね。したがって、その分母が多いところに滞納者が多いということですから、必ずしも半分以上の人が滞納世帯の100万円以下ということではないんですね。

何年か前の運協資料にも出しておりますが、確かに所得が低い部分について、滞納世帯の割合が若干多いんですけども、平均的に所得が多いところからというデータもありましたので、そもそも100万円以下の世帯数が多いということで、滞納者数も多いという状況になっています。

委員 要するに、所得が少ない人が6割近く占めているから、滞納世帯も、全体から見れば、そこに多く集中するということですね。

会長 したがって、減免制度と滞納整理をするときに、本当に所得がなくて生活上困っているのかどうかという判断を、収税課のほうでもきちんと判断をしていただいて、そこについては減免制度を適用するなりの方法をして、できるだけ生活に負担がないような収税の仕方をするということが前提だと思うんですよ。それについては、執行機関もお見えになってますから、その辺については十分に御理解をいただきながら、収税の方策を執っていただくということにしないと、収納率の向上もままならないと思うんで、ただお金を取ればいいということではなく、減免に値する方については、十分納税相談をしていただきながら、減免対象になるのであれば対象にさせていただいて、そこを厚くしてもらおうと。できるだけ市民生活に影響がないような方策をお考えいただくというのも、当協議会の役目の一つだと思います。

委員 8月29日の資料で、③の11ページに、1人世帯で年所得103万円のところで、収入にすると171万円ですが、現行でも年間14万5,900円ですよ。これが1万6,100円の値上げになるということで、年間16万2,000円になります。年所得100万円の世帯で16万円も国保税を払わなければならないというのは、これは非常に厳しいんじゃないですか。2割軽減というのはありますが、年所得68万円、収入で133万円のところじゃないと軽減にならないという点から見れば、手取りで171万円ですから、大体額面で月14万円くらいで、8期で2万円も払うというのは、非常に厳しいんじゃないですか。私は引き上げたら厳しい状況になるんじゃないかと思うんですが、その点、執行機関はどうですかね。

会長 はい、どうぞ。

執行機関 国保税の税率に関しては、所得割と均等割、平等割というような形で、なおかつ医療分、後期分、介護分に分かれてございます。これがどのくらいの負担なのかという部分ですが、それぞれの市民の方の生活によって、非常に厳しいという印象を持たれる方もいるし、なんとかがんばってやれるという状況はあると思うんですが、この103万円の所得額のところで、1万6,100円の引上げということになるんですが、回数は8回ですが、月平均にしますと1,300円程度ですけども、その辺の感覚的な部分に関しては、個人差があるのかなと思いますけども、今の税の制度は、水戸市は3方式をとっておりますけども、そういった中で、現在の税率の標準的なあり方ということになりますと、こういった税率になる

ということでございます。

会 長 はい、____委員。

委 員 年所得 200 万円の 4 人世帯を見ますと、現行で 35 万 4,900 円ですよ
ね。これが値上げになって、39 万 4,500 円になって、11.1%の値上げ
で、3 万 9,600 円の増になるわけです。所得が 200 万円だと、額面で
311 万円ですから、大体月 25 万円くらいで、国保税を約 40 万円払うと
いうことになりますね。だから、額面で 25 万円の給与の人が、年間 40
万円の国保税を払うというのは、非常に厳しいんじゃないかと思います。
別な資料を調べてみたんですけど、国保税の滞納理由というのがある
んです。滞納理由のうち、営業不振、失業、納付義務の意識の低下など
の理由が 78%あるんですね。だから、国保税を滞納している世帯の 78%
が営業不振や病気や倒産やその他の理由になっていて、今、震災で中小
業者の人がどんどん廃業が拡大して、シャッター通りになっているとい
う中で、滞納せざるをえないという状況になっているんじゃないですか。
この 78%をどのように見ますか。

執行機関 資料をお配りしていなくて申し訳ないんですが、滞納理由別の世帯数
というのを取りまとめているんですが、滞納されている方に対して、市外に
転出してしまっているとか、現在差押え中であるとか、所在が不明であ
るとかの他に、納税の指導という項目を作っておりまして、____委員が
おっしゃっているのは、その納税の指導中というところでして、内容と
しましては、営業不振であるとか納税意識の低下ですとか、そういった
項目があるんですが、その区分の数として 78%あるということござ
いますので、納めようとしていて納められないという方も含まれますが、
それ以外にも、納税意識が低下しているという方も含めての数字という
ことで御理解いただきたいと思います。

委 員 やはり営業不振とか失業とか、さまざまな理由によって、大部分の人
が払いたくても払えないというのが現状で、その世帯が 1 万 2,797 世帯
にも上っているという点では、私は、値上げしては、ますます払えなく
なってしまうのではないかと思います。

そこで、赤字の原因なんですけども、これまで赤字だから値上げはや
むをえないと言ってますよね。しかし、私が調べた範囲では、いつも全
県の 3 分の 1 くらいしか法定外の繰入金を入れていない。去年は 1 万
1,000 円入れたために、黒字になったんです。大体これが県平均の繰入
金額なんですけども、その前の年が 3,604 円ということで、これがずっ
と続いていて、累積赤字が 24 億円だから値上げだと言うけども、各市

町村から見れば、努力して値上げしないように、赤字にならないように一般会計から入れているんですね。それで入れないんだから、私は作られた赤字だと思うんですよ。

それで、執行機関に聞きたいんですが、今度は2分の1を入れるということで、2分の1のルール化というのは、水戸市独自なんですか。それとも、他の市町村はそれぞれに応じて入れてますよね、3分の2とか5分の4とか。その2分の1の根拠は何なんですか。

会 長 2分の1といってるのは、今回予測できる3年間の赤字幅のトータルの2分の1を入れましょう、そして、できるだけ国保に加入してる方々の負担を軽減していきましようということで、36億円の分については2分の1を入れるので、3年間で18億円は一般会計から入れて、残りの18億円については税負担を求めますよということですから。これまでの24億円の累積分については、別の枠の中で一般会計から繰り入れて、その分は今回に転嫁はいたしませんよということが、これまでの説明の中で示されているわけです。

ですから、6億円が妥当かどうかという部分については、____委員のおっしゃる意味も分かりますが、作られた赤字分が累計されるから今回の値上げにつながったというわけではなくて、赤字分については別枠で補填して、今回お願いしているのは、これから向こう3年間、いろいろなことを考えた中で、このくらいの赤字が見込まれますよということで、その分の2分の1を一般会計から出すということですから、その辺については御理解いただきたいと思います。

委 員 それは分かりました。

執行機関 今までの一般会計から法定外の繰入れのルールとして、水戸市の場合、平成16年度に多く赤字額が増えてきたということで、法定外の一般会計からの繰入れを行うという考え方を採りました。当時の世帯数の割合が全体の47.1%ということで、約5割の国保の方がいたということがありまして、赤字額の半分を法定外として考えてはということで採用したというのが始まりです。平成20年度も同様の考え方を採りました。

今回についてもそういった考え方を採ると、加入割合が約4割だから、40%でいいんじゃないかということにもなってくるわけなんですけど、今の国保の現状が大変厳しいということを考えますと、2分の1の考え方については、当時と同様の考え方を採ったということでございます。以前は累積の赤字分も含めて2分の1という考え方を採っておりましたが、これまでの市町村の繰入れ等の状況を勘案しまして、それについては一定期間の中で一般会計のほうにお願いして、税率改正には含めない

ということで採用したものです。

委員 過去の赤字については一定期間で入れるということでしたが、8月29日の資料④の3ページを見ますと、平成23年度県内市一般会計繰入額というのがありますよね。水戸市はこのとき、1人当たり1万1,393円入れたんですよね。これは今までの中でなかったんですよ。総額で法定外の繰入れは8億8,927万2,001円入れたんです。その結果、水戸市の国保会計は、1億3,355万4,000円黒字になったんです。これで水戸市の繰入額は全県平均並みになったんです。全県平均よりちょっと増えましたよね。平均が1万487円ですから。

そうすると、23年度並みの一般会計からの繰入れを行えば、値上げしなくてもいいんじゃないですかね。要するに、全県平均並みの一般会計からの繰入金を入れれば、黒字になったわけですから、市民の暮らしが大変なときに値上げしないで、私は8億9,000万円入れればいいと思うんです。水戸市は、大工町の再開発に40億円も入れてるんですよ。今年が、国や県や市の補助も含めて、23億円入れましたけどもね。ですから、8億9,000万円入れればいいんじゃないですかね。どうですか。

会長 一番最初に説明したように、今回やってるのは、これから3年間に想定されることを保険税で換算すると、3年間の累積が約36億円くらい赤字になってしまうんですよ。1年間にしますと、約12億円くらい赤字になりますよ。その分の2分の1を入れましょうということなので。

例えば今8億円という話がありましたけども、これは通年分も入って8億円入れるんですから、今回3億円を別枠で入れるとすると、約9億円くらい入れるわけですよ。しかし、これから想定される費用を換算すると、それでも値上げせざるをえない数字になってしまうというのは、さきほどの36億円割る3割る2でいくと、約6億円くらい不足額が生じるから、その分の6億円は水戸市から、残りの6億円は税負担をお願いしたいということの6億円なんですよ。だから、8億円入れて赤字が解消されるということではなくて、見通しからいくと、今の値上げ幅くらい負担をしていただかないと、いくら9億円を水戸市が投下しても、ペイしないという状況は、今まで説明があったとおりなんです。

委員 私、試算したんですよ。平成19年度から試算したんですが、そうすると、8億円入れれば、全ての年度で黒字だったんですよ。平成22年度は5億2,284万円の赤字で、法定外入れたのが2億8,527万円だから、2億8,000万円じゃなくて、8億円入れれば、プラスマイナスゼロだったんです。21年度はどうかというと、2億9,815万円の赤字でしょう。これに一般会計から入れたのが約3億円だから、これも6億円なんです。

23年度を見ると、1億3,355万円の黒字で、一般会計から入れたのが8億9,000万円だから、約7億6,000万円入れればよかったです。そして、20年度も同じですよ。19年度から大体法定外を8億円入れれば、全部赤字にならなくて済んだんですよ。どうなんですか、これ。

会長 国保以外に社会保険も共済もある中で、他の制度には繰入れはしないが、国保だけに繰入れをするということは、当初の目的からいうように、税の公平性とかの観点から、国保だけに入れるのは問題があるんじゃないかということで、平成16年度くらいまでは一般会計からの繰入れはやらないよということでしたわけですよ。しかし、いろんな事情を考えたときに、低所得者の方がこれほど多い国保であれば、多少の一般会計からの繰入れは致し方ないだろうという観点から、この頃から入れ始まったというのが現状で、国保だけにお金を投下するというのはいかがなものかということは、他の保険で健康を守っている方々のことも考えて、国保税についてもお考えいただきたいと思うんですが。

委員 確かに加入率は、世帯で4割、人数で3割になってます。国保加入者の場合は、所得が少ない方が多い。そして、自営業者や農業の方、年金生活者等が多く加入しているんです。だから、そういう人たちに対して、福祉的な側面、社会保障としての側面から、あと5億円から6億円入れれば、値上げしなくても済むんじゃないかというように私は計算したんですよ。

会長 ____委員のお考えは、さきほどからそういうお話をいただいていますから、よく理解はできました。

委員 法定外6億1,000万円も入れるのに、3年間の間に36億円の赤字になるというんでしょう。

会長 それは、医療費の伸びとか、そういうことを考えると、高齢化率も25%を超えていますし、そういう方々はほとんど国保に入るんですよ。そうすると、そこで寒波が来れば風邪を引いたり、成人病も出たり、他の要因もあるかもしれません。そういう中で、いろいろな形で給付費が伸びるんで、そういうものを想定した結果、36億円くらいになるんですよという数字が示されたんです。

委員 ですから、私は、その数字が過大見積りなのではと思うんです。

執行機関 ____委員がおっしゃっている内容なんですが、平成20年度、21年度、

23年度と税率の見直しをしているんです。一定の医療費が伸びているという現状の中で、そのままの税率で行ったら、赤字額はもっと拡大していたわけですね。今後の25年度からの3年間についても、間違いなく医療費が伸びていくと予想せざるをえない。さらに、後期高齢者支援金、介護納付金についても、これまでの伸び率からすると、伸びていくだろうという状況になっています。したがって、今回、一般会計8億円入れたとしても、大幅な赤字が見込まれる試算をしたという状況です。20年度、21年度、23年度と税率改正をやって、赤字になっているという実態を御理解いただきたいと思います。

委員 過去3回の値上げの総額は、12億6,000万円ですね。1世帯平均で、大体3万円値上げしたんです。それでも赤字になったということなんですけども、私は、3万円も値上げになった中で、しかし、昨年度は8億9,000万円入れて、1億3,000万円の黒字になったということは、今の時点の医療費から見れば、今後も8億円から9億円のお金を入れていけば、十分に国保税は値上げしなくても済むというのが今の数字じゃないかと思うんです。

会長 はい、分かりました。

委員 もう一つ、執行機関に言いたいことがあるんです。

昨年度の国保に関しての差押えの件数は571件で、これは間違いないですか。私、資料を調べましたら、571件の差押えをしたとなっておりますよ。

執行機関 23年度は351件です。

会長 ____委員の持論もあるでしょうから、どうぞ。

委員 私、資料を調べましたら、571件の差押えをしたとなっておりますよ。これは、前の年度と比べて100件増えたんです。その前の年度は471件ですから、率からいうと21.2%も増えたんです。

差押えで、執行機関にもお話ししましたが、母子家庭の方に対して、予告もなしに差押えをしましたよね。こういうことをやっているということで、予告なしに差押えをするのは実際やっているんですか。それとも、今後ともやる予定なんですか。

会長 では、差押えの手順について。

執行機関 一般的な滞納整理の流れですけども、税というのは納期限がありまして、納期限を過ぎて滞納となった場合には、20日以内に督促状を送ることになります。これは法律に書いてあることでして、督促状を発送した日から10日以内に完納とならない場合には、財産を差し押さえなければならぬというのが法律でございます。ただ、私どもはそこまで急いでといたしますか、事情もいろいろおありでしょうから、その後に催告という形で手紙を送ります。それは財産調査の予告であったり、差押えの予告であったり、いろいろですけども、そういう形で予告をしながら、最終的に納税相談にもみえない、納付もないという場合には、財産があれば差押えを行うということになります。

今____委員から予告なしでというお話がありましたけども、例えば、以前に相談があって、分割納付をしますよという約束をされたのにもかかわらず、その納付が確認できない、要は約束を破られた場合には、予告なしに約束を破ったんだからということで、差押えになるケースもございます。それは個別の事案なので、____委員が言われた方がどういう状況かというのは、今確認できませんが。

委員 分納してたんだよ、この母子家庭の人は。

会長 その件については、個別の事案なんで、執行機関とよく相談してください。

この国保については、減免制度もありますし、いろいろな事情によってお支払いいただけない方については、今後、執行機関のほうで配慮をしながら、収納率の向上に努めてもらうということしかないと思うんですよ。

委員 私が言いたいのは、この母子家庭の方の場合、通帳から電気料金等を引き落としていたのが、全部できなくなっちゃったんです。それから、執行機関の場合、議員同席の下の交渉はしないということで、私が前に交渉しようと思ったときには、プライバシーということで、同席もさせてくれない。そういう点では、徴税強化がされているのではと危惧しているんです。

会長 議員がいっしょに来ると、なかなか職務の遂行がしにくい環境もできてしまうので、議員を交えないで、個別の奥深い生活の部分も含めて、相談をすることが執行機関の本意だと思うんですよ。個別の案件については、ここで論議すべきものではございませんので。

他に御意見ございますか。

お一人の意見に特化したわけではないんですが、結果的にそうなって

しまい、他の委員に御迷惑をかけて、申し訳ありません。

はい、____委員。

委員 医療費の適正化についてお伺いしたいんですが、先日、ニュースでもありましたが、東京医大病院が不正請求で保険医療の施設を取り消されて、大変なことになると思うんですが、今日の資料の2ページに、不正請求ということでやられてる関係なので、お伺いしたいんですが、レセプトが月に9万件あって、縦覧点検もやってますということなんですが、これの進捗状況を教えていただきたいんですが。

会長 その辺の状況を執行機関のほうで。

執行機関 診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検に関しましては、1次審査ということで、市町村が構成団体になっている国保連合会のほうで審査を行っています。その審査が終了したのものに関して、各市町村ごとにレセプトが来るわけですけども、それについて2次点検ということで各市町村が点検を行うという体制なんですけども、水戸市においては、現在5名の嘱託職員で内容の点検を行っているという状況です。年間の内容点検の実績額としては、詳しい数字を持っていないんですが、約2,000万円くらいとなります。

その他、第三者行為による保険給付ということで、交通事故等におきましては第三者行為ということになりますので、一時的に保険を使って支払いをしたいという申し出がある場合には、申請によって国保のほうから一時的に診療報酬をお支払いしているという実態がありますが、その後、第三者請求ということで、当事者に費用の請求をしていくということでございます。これについては、年間で約3,000万円くらいの金額の動きがあるという状況です。

その他、さきほどの不正請求ということのお話ですけども、内容の点検では十分な状況が把握できないという状況がございますので、年6回の被保険者の方にお送りしている医療費通知の中で、この請求はおかしいなどというものがあつた場合には、県のほうとも相談しながら、医療機関とのお話をしてということをやっております。

委員 今の中で詳しく知りたいんですが、月9万件の中で、年間で過誤調整が2,000万円ということですよ。月9万件に対しては何件なんですか、件数でいうと。2,000万円に対する件数でもいいんですが、分からなければ、後で教えていただければ。今度、勉強会をするものですから。

会長 もし今回分からなければ、ここで出た意見ですから、次回にお知らせ

していただければと思います。勉強会に使うものでしたら、ミスがあるといけないので。大丈夫ですか。

執行機関 データが古いんですが、21年度の実績で約5,000件というデータが出ています。

会 長 よろしいですか。

委 員 はい、ありがとうございます。

会 長 他にありますか。

委 員 ちょっといいですか。補足させてください。

不正請求というのは、言葉が非常に曖昧でして、本当の意味の不正とは違います。過誤請求というのがむしろ正しくて、今の診療報酬は、この診療は何点というのが決まっていますね。昔ですと、コンピューターで弾かれる前に、先生が大体見えていますから、そのときに調整があつて、これは抜けている等の知らせがあつたんですが、今はコンピューターで弾いてきます。そういうことで、合っていないと過誤ということになります。それが妥当ということになれば、請求どおりということになります。

東京医大の問題があつたので、全部正しいとは言い切れませんが、審査委員は、国保も社保も、茨城県医師会から推薦された方が委員となります。その先生方が、コンピューターで弾かれたものをさらにご覧になって、これは抜けているとか、おかしいというものが過誤請求というものになってくるということです。そのときに修正があつたものが妥当であるということであれば、支払いがされますし、そうでなければ、医療機関で負担という形になります。決して皆さん方のお金を不正に使っているということではございませんので、一般的なお話でいうと、そういうことです。言い過ぎかもしれませんが、西高東低といひまして、東北地方と関東地方はピュアな地方だと言われております。皆さん真剣にやっておりますので、その態度だけはお認めいただきたいと思ひます。

会 長 東京医大の場合は、以前から指摘事項があつて、なかなか改善がされないために、結果的に組織改編も伴つて、内部からもそういう意見が出て、今回あのような結果になつたということで、これによって一番被害を被るのは、入院をされている方、そこに通つて治療をされている方たちだと思ひうんですね。ですから、この問題については、支払う側も支払

いを頂く側もお互いに誠意を持って対応していくということが大事な
んだらうと思います。

皆さん方から御意見を頂いたところでございますが、当初申しました
ように、できれば10月3日には答申として市長にお返しをしたいとい
う考え方もございますが、本協議会として今まで皆さん方から頂きました
御意見についてでございますが、これまで御提案をいただいた形の中
で答申をまとめていくというようなことでよろしいでしょうか。

はい、____委員。

委員 私は反対です。答申を出すと言うなら、きちんと採決をすべきではな
いかと思います。答申がいいかどうかについて、今の会長のお話では、
執行部が出した諮問案のとおり答申案を出したいということですよ。私
は、それは絶対に反対です。いくつかの理由を述べさせていただきます。

会長 今まで言ったことは除いて、新たな問題点だけ言っていただければ、
大変ありがたいんですが。

委員 今回の値上げすべきではないという理由として、今回の値上げが過去
最大の値上げということで、6億1,100万円で、1世帯平均で1万7,055
円の値上げであって、これは市民の担税能力を超えていると思います。
今、貧富の格差が広がっていて、非正規労働者が年々増えていて、こ
ういう方は国保に入るわけですよ。不況もひどくなって、労働者の賃金
も低くなっているという中で、逆に値上げするというのは、私は、払え
ない人をますます増やすだけだと思います。これが1点です。

第2点は、水戸市は既に過去3回の値上げを実施してきたということ
で、合わせて1世帯当たり3万円の値上げをしてきて、昨年度の決算で
は、一般会計から8億9,000万円入れれば1億3,000万円の黒字になっ
たんだということでもありますから、この程度の一般会計からの繰入れを
行えば、私は値上げをしなくても済むと思います。

そして、国保だけではなくて、4月から介護保険料が上がりました。
水戸市の場合、来年の4月からは、下水道料金が約6億円上がるんです
よね。そして、この3年間の中には消費税の値上げも入っていますから、
私は、今の市民の皆様から見れば、本当に払い切れなくて払えないとい
う世帯を増やすだけではないかと思います。

そして、水戸市は、滞納したら保険証を渡さない。これが6,000世帯
にも上っていますから、病院にかかれないという事態になってしまうと
思います。

これから今の野田内閣がTPPに参入しようとしてますけども、農家
の方だって大変になりますね。農家の方も国保税を払うのが大変となっ

て、T P Pに参入したら、同時に混合診療が拡大してしまう。そして、ますますお金のない人が病院にかかれないということになるので、私は、今回の答申を出すことは絶対反対でありますし、特に水戸市がやっている徴税強化もやめるべきだと思いますので、私は、市民が安心して病院にかかれる国民皆保険制度を維持するためにも、値上げの答申は行うべきではないと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

はい、____委員。

委 員 今まで御議論なされたこと、これは全て今までの委員会で議論してきたことです。事務局の肩を持つわけではありませんが、水戸市はいろいろなことを考えてやってきたと思います。赤字で大変だということも十分承知の上で、収入の低い方に対する手当も含めて、いろいろなことをやってきた。それから、収税についても、今の執行機関初め、非常に努力なさってるし、アイデアを出されてやってきた。指摘されてますような取り方の厳しさについては、実は執行機関はお話になってないですが、支払能力がありながら払わない方が非常に目に付いた時期があったんです。それについての対応が、さきほど出てきたものがあるんだと思うんですが、支払能力がない方たちに対する対応の仕方が、水戸市の場合、かなり努力した跡が見えます。保険証がない方についても、ない代わりに払えるようになったらねということで、6か月のものを出したということがありますから、あれはそういう方たちを一時的に救ってあげたい、医療機関にかかれるようにしてあげたいというところからできたアイデアだということも御理解いただければと思います。

そういうディスカッションをこれまでも水戸市はやってきました。ですから、そういうことを積み重ねた上で、今回税率を決めなかったらどうするんだということをお考えの上で判断していただきたいと思います。

会 長 他にございますか。大丈夫ですか。

それでは、国保税の税率等については、執行部案を基本に進めてまいりたいと思います。

そして、おおむね当協議会として、市長への答申については、今お話をいただいたとおりでございますので、そのようなことを踏まえて、この答申書を作成してまいりたいと考えております。

また、答申書の作成の形態については、正副会長に御一任をいただいて、10月3日に皆さん方に、答申をする前に御提案をさせていただ

て、答申に至るといような段取りで進めさせていただきたいと思いますが。

委員 会長、私は反対の意見を述べたんですが、他の方はどうなんですか。

会長 私が今申し上げているのは、税率等改正案については執行部案を採用させていただいて、答申書を作っていきたいですよということです。そして、収税の方法とか、もう少し長期的な展望に立った保険制度のあり方についても考えてほしいよといようないろいろな御意見も頂きましたので、こういったところも市長に申し上げながら、答申書を作っていくということで、御意見がなければ、そのように決めたいと。

委員 私は反対ですから。皆さんはどうなのかと。

会長 今それはやりますから。私が今申し上げているのは、答申案については、執行部から出た改正案で答申書を作ってまいりたい。それから、答申書の作り方については、正副会長に御一任をいただきたい。こういうことで皆様方の御意見を諮っていきたい。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 よろしいでしょうか。それでは、おおむねの方に御賛同いただけたので、そういう形で進めさせていただきたい。その答申書については、10月3日に、市長に答申する前に皆さんにお配りする、もしくは、もっと早くできれば、前もって答申書案を御提示していくということにしたいと思います。ある程度答申書の案ができたなら、皆さんにお送りして、見ていただくということでもいいですかね。そのほうがよろしいですか。

委員 今のお話では、大部分の方は賛成ですということですか。

会長 _____委員以外は皆さん賛成をいただいたという私の認識です。

委員 そうであれば、この答申に当たって、国保税の値上げについて反対だと意見があったということについては、少数意見としてあったということとは答申書の中に書けないんですか。

会長 それは、議事録に書きます。答申書は、あくまで審議の経過を市長に

お伝えするのではなくて、さきほど言ったように答申書は作らせていただきますよと。しかし、収税の問題とか、もっと税を有効に使えないかとか、いろいろな御意見を頂きました。今日の答弁にもありますように、こういったことはありましたよということは、議事録とともに市長に私はお伝えする義務がありますので、それについてはきちんとお伝えしてまいりたいと思います。

委員 一番大事な国保税の値上げの問題について、いろいろ改善点はあるでしょうけども、値上げの問題については、絶対に行くべきではないという意見を持っているんです。だから、その点も含めて、そういう意見があったということも答申書の中に書くべきではないかと思うんです。

会長 審議会ですから、議会のことは申し上げたくないんですが、議会でも少数意見の留保というのは、少なくとも2会派もしくは2名以上の賛同がないとできないんですよ。ですから、____委員の御意見は、十分に市長のほうには私が責任持って伝えますから、答申書については、そういう部分を載せて答申するということについては、避けさせていただきたいということによろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

会長 では、皆さんの御賛同も頂きましたので、そのような答申書の進め方にさせていただきたいと思います。

長い間、皆様方に御審議いただきまして、ありがとうございます。次回は10月3日になりますので、よろしく願い申し上げます。大変御協力ありがとうございました。